佐賀県告示第309号

森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨通知があった。

令和８年11月17日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

１　保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱１号から標柱 14 号までを順次結んだ線及び標柱１号と標柱 14 号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

唐津市厳木町平之字西谷1918番８、1918番11、1918番13

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

４　指定の有効期間

３年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び唐津市農地林務課に備え置いて縦覧に供する。）